

令和2年度 第2回 徳島県いじめ問題等対策審議会 議事録

日 時 令和2年9月23日(水) 午後2時から午後4時まで
場 所 県庁 10階 大会議室
出席者 12名(15名中, 欠席者3名)
会議概要

- 1 開会
 - (1) 教育委員会あいさつ
 - (2) 会長あいさつ
- 2 協議
 - (1) 「いじめ問題等対策検討部会」から報告
 - (2) 「いじめの重大事態対応チェックシート」について

- 1 開会
 - (2) 会長あいさつ

会 長 今年度、第1回の審議会が5月25日開催だった。まだ緊急事態宣言が解ける前であった。私自身、夏が終わり秋が近づいてきたら多少収束に向かうと思っていたが、はっきりとした収束の方向性も見えないなかで、とりわけ現場の先生方も含めていろいろな御苦労があろうかと思う。私自身は、今教育長からお話があったように、コロナの問題で重要なのは、感染した人たちへの思いやりだと思う。コロナを理由にいじめたり、差別したりすることがないようにということだ。先日の教育長メッセージも本当に意味があったと思う。今日はコロナの話ではなく、本県におけるいじめの問題であるが、コロナの問題も多少関係してくるかもしれない。いじめ問題で重要なのは、学校がどう対応するかということ。いじめ防止対策推進法ができた時も社会総掛かりで取り組むべき問題であるという位置づけがなされている。いろいろな立場から御意見をいただき、いじめのない、一人一人が違いを認め合う子どもたちの集団づくりを進めていけるよう、本日も審議委員の皆様のお知恵をお借りしたい。

- 2 協議
 - (1) 「いじめ問題等対策検討部会」から報告

会 長 前回の会議では、今年度どういったことをテーマにしてこの審議会でも検討していくか、御意見をいただいた。そのなかで事務局からの御提案もいただき、いじめの重大事態への対応をテーマとすることになった。いじめの重大事態については、「いじめ防止対策推進法」の第28条に書かれている。わかりやすくいうと、ひとつは自殺とか命等に関わるような重大な事態で、精神的なものも含めて心身の被害という意味で深刻ないじめである。もう一つ

は、30日が目安となっているが、いじめによって学校に行けない事態で、いじめによって教育を受ける権利を奪われている、人権が侵害されているという深刻ないじめである。この自殺等と不登校という二つの重大事態に対してどう対応するかということだ。幸いにも本県では、今までに重大事態に該当する事案は県立学校ではなかった。しかし、文部科学省も指摘しているように、いじめやいじめの重大事態は、いつでもどこの学校でも起こりうるととらえるべきであり、いじめの重大事態発生時の対応の仕方を整理しておくことは大切である。法律・基本方針・ガイドライン等の関係法令があるが、かなりページ数も多く、もう少しわかりやすく現場の先生方に周知できるようにまとめたらどうかということである。そこで「いじめ問題等対策検討部会」で試案を検討いただくことになった。部会長から第1回の対策検討部会の報告をいただく。

委員 御報告申し上げます。事務局より話があったが、さる8月19日に第1回いじめ問題等対策検討部会を、県庁において開催。御案内のように、検討部会の委員をはじめ、事務局のいろいろな方々にも御参加いただき、繰り返しになるが、重大事態の対応について、どのようなものを作成するのが地教委や現場の先生方にとってよいのかということで、熱心に協議を行った。それが、事前に委員の皆様のお手元に送付させていただいた、検討部会の検討内容報告だ。既に、御覧になっていただいていると思うが、その中にも記載されているように、今回はいじめの重大事態への対応ということになる。重大事態に発展する大きな問題は、県立学校ではなかったことだが、疑いも含めて、こういう事態が起こってしまったときに、どのように対応するのか。本場に、その場になってみないと教員あるいは学校の管理職も、経験があってはならないことだが、そういう事態になったときに、どういった具合に迅速に対応していけばいいのかということ。その際、チェックシートみたいなものが身近にあれば対応もしやすいのではという観点から、学校現場、あるいは地教委向けのシートを作成することになった。今回はいじめはもちろん、自死を伴うような重大事態や、さきほど部会長からも話があったが、不登校の重大事態といったものの未然防止にも触れるような内容にできればと考えている。今回御出席の委員の皆様には様々な角度や視点から御意見をいただき、より使いやすい、効率的なものにしていきたいと考えている。御協力のほどよろしくお願いしたい。

(2) 「いじめの重大事態対応チェックシート」について

会長 今回の報告をうけて、いじめの重大事態への対応という問題について、委員の皆様から御意見を頂戴したい。

具体的には、さきほど部会長から御説明があった検討内容の報告資料とチェックシートについて検討したい。ちなみに、今後の流れとしては、今日こ

ここで議論していただき、11月に第2回の検討部会の予定になっている。その際に、今日の審議会での御意見も反映していただき、最終の完成形に持っていく予定である。学校関係の方々はいじめに関する制度のことを御理解されていると思うが、「いじめ防止対策推進法」を読んだりすることはあまりないのではないかと思う。失礼かもしれないが、初歩的なことも含めて、もし意味のわからないところもあれば、どんなことでも結構なので忌憚なく御意見・御質問をいただきたい。再度、資料に目を通していただく時間も含めて、どのタイミングでもいいので御質問、御意見いただきたい。

委員 少しまだ十分に読み込めてはいないところもあるのだが、特に自殺が起きたとき、自殺未遂も含めての対応についてだ。保護者との対応などいろいろ書いてあるのだが、学校には他のお子さんもいる。その子どもたちに対して、どういう説明をするのだろうか。おそらく学校の先生方も一番悩まされるころなのかという気がする。その辺も含めて、何か御検討されていることがあれば教えていただきたい。

会長 定型があるわけではなく、ケースバイケースだと思うが、まず、事務局の方から、今までの対応のスタンスなどあれば教えていただきたい。ちなみに、私は大学教員として10年目を迎えているが、それ以前は、大阪で高校の教員や教育委員会の指導主事を務めていた。教育委員会時代にもいくつか自殺事案があった。いじめが原因ではなかったが、私が経験した事案では、委員がおっしゃる通りで、やはり親御さんの御意向は大きい。事情はともかく、そっとしておいてほしいという時には、病気で亡くなったという対応をされる場合もある。ただ、他府県の例では、その説明の仕方も含めて、親御さんと残念ながら同じような姿勢に立てなかった場合もある。説明の仕方がいじめによる自死であるのに、病死、事故死であるかのような説明になり、そこで親御さんとの間に溝ができてしまった例もある。

事務局 先ほどの委員からの質問で、自殺が起きた後の説明内容等についてだが、平成22年3月に「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」が文部科学省から出されたおり、それに従った形で御遺族や他の子どもたちに説明をするようにしている。

会長 自殺予防協会の立場からということで、何か御助言をいただけたらと思うのだが。

委員 なかなか難しいことだが、自殺が一度起きると、御遺族は何が起きたのだろうといこうことで頭の中が真っ白になり、その御遺族の自殺の危険性もおそらく高まる。また、それだけではなく、普段一緒に学校生活を送っていた友達もそのことを知ったときに、何かしらの影響を受ける。その近くにいる

方々の自殺のリスクが高まることは、よく言われていることであり、基本的にはその御家族のお気持ちを尊重するのがまずは第一にあるが、その他の子どもたちにも伝えなければいけなくなった時、どう伝えていくのかということも慎重にならなければいけない。おそらく現場では、集会やクラスで校長先生や担任の先生が気を付けながらお話になると思うが、いじめが原因にあるかないかは、まだ調査の段階かもしれないので、その際に断定的な発言は避けるべきだと思う。誰かの責任追及のような形で最初にアプローチするのは避けた方がいい。その辺りは、先ほどの手引きにも書かれていると思うが、身近な人が亡くなることの影響をしっかりと考えておかなければいけない。

委員 今回いただいた資料1と2、いじめの重大事態のガイドラインや、不登校の重大事態に係る指標から、事態が起こったときにどう動くかというチェックシートを作られていると思うのだが、この資料の中身をかなり読み込んで、常日頃から研修や見直しの機会を設けないと、なかなか大変なことだなという印象だ。私は児童相談所の職員だが、その中でも虐待などリスク管理というところで、子どもの安全のために判断をしなければいけないという場面に様々なリスクアセスメントシートがある。ことが起こってからでは遅いので、事前にリスクを管理していくためのチェックシートもいくつかある。今回作っていただいているチェックシートの中で、平時の場面では教員が対応の仕方を理解していると捉えていると思うのだが、特にここが大切というところを事前に意識を持っているという部分も非常に大事かと思うので、定期的に学校でも研修する機会を設けるとか、先生方も非常に忙しいかとは思っているのだが、理解をしていく場面を設けるといった項目をチェックシートに入れていただけたらと思う。やはり未然防止が一番かと思うので、検討いただけたらと考える。

会長 虐待も関係法令が当然いろいろあるだろうし、チェックシートもかなり有効であるか。

委員 一人でなく複数人でチェックするということで精度を上げていくという意味合いもあり効果的であると思う。虐待の事案では、いろいろな関係者と合同でチェックしていく種類のものもある。未然防止という点で、虐待が起こらないためにチェックするものなので、今回のシートとは少し違うかもしれないが、参考にしていただけたらと思う。

会長 支障のない範囲でいいので教えていただきたいが、アセスメントシートはどのような項目からなっているのか。

委員 虐待のケースであれば、子どもの状況、親御さんの状況、家庭環境、関係機関との関わりなど。項目はかなりの数になるのだが、それぞれチェックを

していき点数化して、リスクを計っていくものだ。全国的にもそういう定型のシートがあり、それを使用している。

会 長 先生方も大変であろうが、研修等を通じて「いじめ防止対策推進法」の内容をしっかりと理解することが大切であるという御指摘だったと思う。「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」「いじめの重大事態に関するガイドライン」等含めて、学校の先生の立場から実情や様子を教えていただければ、参考にもなる。

委 員 いじめの定義が変わったときに、生徒指導主事から職員会議などで定期的に話があった。学校の方針も変わったし、職員会議の中で情報共有も行った。平時において、どれだけ意識レベルを統一できているかは少し不安も残る。個人レベルでの意識の差があってはならないので、チェックシートであったり、アセスメントシートであったり文言になった形で安心してチェックができるようなものがあればよい。昨年度の「不登校対策リーフレット」も、私自身が本審議会に参加できているので、学年会や週1回設けられている担任会等でもっと積極的に呼びかけができればと思う。今回のシートについては、お互いに確認し合えるところから、こういう資料があれば助かる。

委 員 小学校においても、未然防止が一番であるので、些細なことも学年や組織での対応が重要だ。本校は生徒数も多い大規模校なので、まずは学年で些細なこともすぐに報告するようにしている。生徒指導については、定期的に担当の教員から情報があったり、気になる児童については、学年間で周知できるように工夫もされている。資料の活用に関しては、やはり個々によって差がある。今回、チェックシートが作成されるのであれば、誰もが同じレベルで、全員が使えるような形で工夫できればと思う。

会 長 今、3名の委員から御意見をいただいたが、検討部会で御検討いただいた、わかりやすくポイントを押さえたチェックシートは意味があるという意見だ。先程も言ったように、重大事態は大きく分けると二つあって、二つめはいじめによる不登校だ。管理職の先生方は大体わかっているが、先生方一人一人のレベルまでいくと、抜け落ちている時もあるかもしれない。欠席日数が30日を超えることが目安だが、あくまで目安であり、30日以内であれば重大ではないということではない。また、重大事態になれば、学校だけで対応できる問題ではなくなり、教育委員会や適切な専門家を含む組織等と連携した対応が必要となる。そこまで含めて、教員が理解しているかどうかということだ。私も、教諭の時を思い出したら、正直なところ、法令や通知等を全部読み込んでいたわけでもなかった。そういう意味でも、ポイントをコンパクトにまとめて説明することは非常に意味があることだと思う。

委 員 役員などを務めさせていただくなかで、様々な事例を見聞きしてきた。本

会の議題に沿う話として、尊い命が失われ、校長先生を主軸とした学校では多くの対応がある中、他の生徒や保護者もSCのカウンセリングを利用できるようにするなど、システムチックにならずに臨機応変に、スピーディな対応をしていただいたことがあった。このような対応の背景には、本会で提示されたチェックシートに記載の内容を、すでに先生方は共通認識として有しているように感じた。一方で、生徒と保護者、保護者同士といった間柄においては、時に言動に迷いが生じることがあるように思う。最終的には個々の判断によるが、本会でご提示のチェックシートの中に、私の立場としては保護者や保護者会に対する指針、学校との連携や連絡体制など、何かしらお示しいただけるものがあればありがたいと思った。

会 長 今の御意見に対して何かあれば。事務局のほうから保護者全体に対しての対応について何か助言等あればお願いしたい。

事務局 貴重な御意見ありがとうございます。保護者の方々に御協力いただきながら子どもたちの心のケアが必要になってくる。今回チェックシートには1号事案、2号事案と複数のパターンを用意している。もちろん内容によって対応が違ってくるとは思うが、特に子どもの命が亡くなるという大きな事案の時に適切な形で保護者対応できることが重要と認識しているし、機会を持つことは大切だと思っている。特に最近SNSなど誰もが情報の発信ができるようになり、不確かな事実、事実ではないものが事実として伝わっていくようなこともあるので、そういった場面はやはりこのチェックシートの中にもどこかに、遺族とされる保護者以外の方の項目も適切な場所に検討して取り入れたい。

会 長 人の死をどういう文脈で語るかは難しい。しかし、初期の対応で大切なのは、たとえ詳細な事実は言えなくても、自分の学校に縁のあるかけがえのない人の命が失われたことを悼むという姿勢を示すことだと思う。どのタイミングで伝えるかも大変難しいことだが、「まずは、彼、彼女の死を悼んでほしい。勝手に詮索したり、噂したりするのではなく、我々が責任を持って調査して学校としての見解をお伝えする。どうか今は喪に服してもらいたい」と言う趣旨を、学校として伝えてもらいたいと思う。

委 員 他からお聞きした、中学校の不登校の生徒さんの話だが、小学校からの仲のよい友達もサポートして登校できるようになっていたのだが、結局新型コロナウイルスによる休業日が長く続き、気持ちがまた下がり気味になり不登校になってしまった。お母さんと話す機会があったが、普段は食欲もあり元気で毎朝学校へ行こうとして制服には着替えるのだが、登校しようすると吐き気等で行けなくなる。いじめが理由ではないみたいだが、お母さんもか

なり悩まれている。ところが違う保護者からは、「不登校が長くもうだめだな」という話があったみたいでひどい話だと思った。

会 長 亡くなった子どもさん、あるいは学校に行きたくても行けない子どもさんのことを考えると、教師であれ大人であれ、もう少し違う言葉が出てくると思うのだが、残念ながら悲しい話だ。

委 員 私はSCをしているが、ここまでのコメントを聞いていて、SCとしてもう少しお伝えすることができたらと思う。シートの所々に「SC派遣、心のケア」を書いていただいているなと思いながら見せていただいた。「心のケア」はもちろんで、一番大事にしているところだ。SCの中では緊急支援チームというのがある。今回のような重大事態が発生したときには、依頼があれば派遣をさせていただく。SCは基本はその学校に週1回、何曜日だけというシステムだが、重大事態がいつ起こるかもわからない中で、SCが行けない場合でも他のSCが行けるようなシステムもつくっている。その事案が大きければ大きいほどその他の生徒への影響がたぶん大きくなる。対象がクラスなのか学年なのか、あるいは学校全体なのか、それに対応できるようにほとんどと言っていいかわからないが、SCが緊急支援チームにも登録をしておき、すぐ動けるようにしている。

心のケアもちろんだが、早い段階で派遣先に行くと、報道機関にどう対応するのか、何を言って何を言わないのかその辺も一緒に話をするし、全校集会、保護者説明会にも一緒に参加させていただき、何か質問があれば答えることもできる。自殺にしてもいじめによる不登校にしても、どちらも被害者の方がいらっしやるので本当に御遺族の御意向が一番だと思うので言えること、言えないことがたくさん出てくるだろう。先ほど他の保護者への伝達の話もありましたが、おそらく子どもたちが事態を受けてどんな影響が出るのか不安なのであると思われる。先生方も同じだと思うが、私たちはそういう状況にも対応できるようにしている。例えば、「こういうことが起こったら1週間、2週間はこういう症状が出るかもしれないが大丈夫だ」、「夜、一緒に親と寝るというケースも中学生、高校生でもそういう状態になる」ということをお伝えするだけでも違って来る。保護者会でもそういう内容のプリントを配付してその後の子どもの様子を細かくお伝えすることができる。もちろん、学校側と相談しながらなのだが。

でもこのようなチェックシートみたいなものがあれば、これをもとに学校と話し合っただけでも臨機応変に対応できればよい。もし何か起こった場合には適切に対応できると思った。

会 長 ちなみに、SC委員会の位置づけは。公認心理師も新たに作られたが、臨床心理士会はどうなっているか。

委 員 「徳島県公認心理師・臨床心理士協会」と名前が変わった。その所属に

なり，ＳＣ委員会，緊急支援チームもこの組織下になる。

会 長 チェックシートに出てくる学校と他機関との連携については，昨年の「不登校対策リーフレット」でもその重要さが取り上げられ，「チーム学校」として取り組んでいくという話であったと思う。その組織のなかでも教諭の先生方と違い，養護教諭として保健室から児童生徒たちを御覧になり何かお感じのことがあればお願いしたい。

委 員 お子様の死についてという話があったが，自分は5月の連休明けに母親を病気で亡くした。一番身近な家族の不幸であったので正直つらかったが，ちょうどその頃生徒の分散登校が始まった時期でもあり，子どもたちの前ではつらい顔も見せれないので，気持ちを切り替えた。生徒にとっては久しぶりの学校であり，元気に登校してくる姿や声に自分自身も支えられた。しかし，人が亡くなることに直面したとき，大人の自分でも情緒不安定になる。低学年のお子様や思春期を迎えているお子様の友人の死であるとか保護者からすると，とうてい受け入れがたいものがあると思われる。何かしら心の面での不安やトラブルが起きると思う。そういった時に我々教員が，大人の保護者も含め，子どもたちにいかに寄り添えるか。自分が子どもたちの存在に支えられたように，その時に寄り添ってもらえる人を子どもたちは求めていると思うので，サインが出たときには子どもたちに時間を使ってもらいたいというのが，自分の経験を通しての言えることだ。

不登校の話も先ほど出ていたのでお話したい。本校も不登校の生徒がいる。思春期を迎えてなかなか学校に行くことができない。大きな理由として考えられるのが進学である。ターニングポイントは必ず子どもたちにも来る。その時にいかに，教職員であったり，保護者の方であったり，本人自身がどう捉えていけるかが，学校に足が向くか向かないかの大きなところではないかと思う。また違うケースでは，分散登校では頑張って登校できるのだが，学校が通常登校に戻ったときに，友達の目が気になり，学校に行けなくなる生徒もいた。生徒数が多い学校で，「今日はここまでの子が何曜日に登校し，何曜日にはここからここまでの子が登校する」となったときに，「自分の仲のよい友達が登校する日が違う。やはり学校に行きにくい」というケースが県外の学校であった話も聞く。「不登校の生徒が何を求めて学校に行こうとしているか」。制服を着て頑張って行こうとしても，いざとなれば吐き気がするという生徒が昨年本校にもいた。病気の理由もあったが，担任であったり，学年団であったり，学校全体の職員がその生徒の状況を共通理解して受け入れたこともあり，本人の頑張りもあって現在登校できている。

養護教諭として，次はインフルエンザの時期も来ているので，感染予防等のことに集中することになってしまいかもしれない。いずれの学校も，新型コロナウイルスの感染予防に目が向きやすくなっていたり，学校行事の見直し等先生方の負担も多く，子どもたち一人一人を集中してゆっくりと現状を

見ていることができているか不安だ。しかし、今の子どもたちの現状をどれだけ把握できているかが、いろんな問題の未然防止につながったり、保護者の方にきちんと説明できる一つの手段ではないかと考える。

会 長 生と死の問題は非常に難しい。私自身も、ある生徒が病気で亡くなり、そのことを担任が伝えた直後の授業に臨んだことがある。若かった私には、生徒たちにかける言葉が見つからず、静まり返った教室で淡々と授業を行った。しかし、今振り返ると、簡単には言葉にできないつらさ、悲しみ、苦しみもあるわけで、その子のことを忘れず、私たちは日常を粛々と生きていくという意味で、あの対応は間違いというわけでもなかったように思える。

今回、自殺の問題もいろいろ御意見いただいているが、警察の立場から何か御意見をいただきたい。

委 員 特に自殺についてということはないが、チェックシートの内容で自殺と心身・財産への被害という事案に関して、どちらかという是学校より警察の方が先に認知するケースも多いかと思われる。その点で連携の漏れがないかと考える。不登校の事案については、最初の二つと違い、警察連絡という項目がついていないので、この不登校のケースは警察に連絡する必要がないと、とられる可能性もある。不登校の事案については、その背景に重大な被害とまでいかないような、暴行や恐喝がある場合も考えられる。そういうものがあれば、警察も積極的に関与すべきものがあると思うので、連絡するしないはケースバイケースになると思うが、警察連絡の項目をチェックシートに入れてもらいたい。そうすることによって、早めに対応できれば、この1号事案に発展する前になんとか対応できるのではないかと考える。よろしく願いたい。

委 員 先ほど御指摘があった点で、自分がもしその当事者の生徒の担任であったり、関わりがある教員であったときの立場として考えていたが、自分も少なからず動揺はすると思う。冷静な立場でいなければいけないと思うが、その時にこのチェックシートがあると、管理職の先生も含め、一緒に冷静な視点で見ることができるのではないかと思う。その際、関係機関や専門家などの言葉がでてくるが、もう少し具体的な方がありがたい。平時より自分もわかっていなければいけないのだが、いざというときに、関係機関とはどこか、また難しいとは思いますが電話番号であったり、ホームページなど、この一枚をみればその対応が必要となった時に使えるようなものになっているとよい。いろいろ申し上げたが、本当に動揺したときに助けになるのではと思う。また、S Cの先生方に御相談する機会もたくさんあると思うので、外部の方が冷静な視点で関わっていただけるとは非常に助けになる。本校の生徒も御相談させていただきお世話になっているが、S Cとの協力体制も非常に重要だと思われる。担任目線、管理職の先生が目線などそういった形でチェックシ

ートが頼れるものになればありがたいと思った。

会 長 他機関との連携が具体的に記載されていればなお良いという意見であった。その辺りも部会ではさらに御検討いただきたい。県も、SCだけでなくSSWやSLなどとの連携もあり、学校任せではなく、チームとして学校を支えていく施策をいろいろ打ち出してもいる。そういったことも含めて今御提言いただいた内容のことを生かせたらと思う。

委 員 今回の審議会の資料が家に届いたのが実習期間中であった。午前中小学校の方で実習を行い、午後、帰宅して翌日の授業準備、教材研究等しながら今回の資料にも目を通した。短期間で読解するのが大変だと正直思った。学校の先生方は平日頃より仕事をしながら、こういったいろんな資料にも目を通されながら研究もされているのかと思うと、負担もあるし、大変だと思う。日頃から校内で研修を定期的に行い、児童生徒理解を深めることが大切かと考える。

先ほどから人の死についてお話がたくさんあがっているが、私自身も高校生の時に親を亡くしている。「人が亡くなってからでは遅い」ということも身をもって感じている。重大事態の対応についてのチェックシートだが、未然防止の観点からも大事なものと認識している。ただ、平時の部分の「重大事態の定義を理解している」という項目があるが、常に全員が共通理解という部分では現実的に難しいのではないかと思った。

会 長 確かに、すべてのいじめ防止関係の法律、基本方針やガイドラインを隅から隅まで理解するのは大変だ。「いじめは単純な子どもたちのトラブルではない。重大な人権侵害の問題だ、なんとしても我々がいじめをなくすという姿勢で対応する」、そこを押さえればいいのではという気持ちもある。

今日は自殺の話も出ているが、お友達との会話のなかで「死」について何か関連する話題や相談があったことはないか。

委 員 冗談で「死にたい」と言う声はよく聞くが、本当に「死にたい」と思っている人の「死にたい」という声は聞いたことはない。不登校の話もあったが、私自身も中学校の時1か月ぐらい学校に行けなくなった時期があった。いじめもない、家族にも原因はない、勉強、部活動も順調だったが、なぜか教室に入れられないという時期があった。でもその時学校に行けるようになったきっかけが、保健室の先生の存在であった。保健室には入れることができ、先生と話をすることで自然といつしか教室に戻れるようになっていた。そんな経験からも、「死にたい」という声はほとんど聞くことはないが、もしそういう人がいれば、身近に相談ができる人や場所がきっとあるということを伝えたい。

会 長 支障のない範囲で結構なので、どうして学校に行けなかったか、一言で言

えないと思うが、そのときの感じなどを教えてもらいたい。

委員 理由は自分もわからない。教室に入るのに抵抗があったような記憶があるが、勉強、部活動、人間関係など特に問題もなく、本当に今でもわからない。

会長 私は第三者委員として、自殺事案を含む数件の事案に関わったことがある。重大事態が発生し、第三者委員会として関われば、自殺や不登校等の原因は何かを解明することを求めることになる。しかし、「なぜ自殺したのか」という問題について、亡くなってしまった子からは本人の言葉が聞けないし、たとえ本人に聞けたとしても、実は本人にもわからない、簡単に説明できないのではないかと思う。単線的に原因を求めたり、患者探しをしても仕方ないとも思う。なので、委員が自己開示してくださったので不躰でだとは思いつつ、不登校の御経験について質問させていただいた。

委員 本会の議題から反れる部分もあるが保護者の立場からお話したい。
不登校について、保護者としては、目の前にいる子が苦しんでいるのに何もできないことに苦しむと聞く。その中で、子とも直接繋がり、保護者ともＳＣなどで繋がってくれる学校の存在は非常にありがたい。学校から離れてしまうと、子と社会を繋ぐのは家庭だけとなり、孤立状態の中で、問題解決の糸口が見いだせないまま子が成人を迎えてしまうこともある。学校の負担が大きくなりすぎないように考えなくてはならないだろうが、学校外の団体やカウンセリングなどがあるものの、家から一步も出ない子を抱えながら保護者だけで相談に行くことなどを思うと、やはり親子で関われる学校の存在は大きいと思う。学校から離れることになっても、ゆるやかに社会と繋がり続けられる仕組みやその利用についての案内があってほしい。いじめについて、同調圧力であったり、声の大きな子に従わざるを得ない状況であったり、いじりという名のいじめが横行したり、周囲に様々に調子を合わせたり、ストレスで子は疲れている。相談することで余計にいじめられるからと、黙って受け入れ、保護者にも言わないケースが少なくないと聞く。積み重なるストレスによって、不登校や自死に至ってしまうことも考えられる。やはり、未然に防ぐということが重要だと思う。学校で子は学ぶが、こうした問題の解決方法などについて保護者にも身近に学べる機会があってほしい。本会の議題に戻すと、チェックシートに示されている内容は十分だと思う。重ねてになるが、その中に、保護者に対する内容を少しでも加えていただけたらと思う。

会長 チェックシートの中に「保護者との連携」、「保護者への報告」などいくつかの項目がある。そのことにより実質的な意味を付け加えるという点で本当に参考になる御意見であった。親もそうだが、優しくて厳しい大人として子どもとどう向かい合っていくかという問題だと思う。私は大学の生徒指導に

関する授業で、少林寺拳法にでてくる基本的な考え方である「力愛不二」という言葉を紹介している。「愛のない力は暴力であり、力のない愛は無力である」という意味だ。具体的な話になってくると、「ここでどういう言葉をかけたらいいか」、「ここでどういうふうに受け止め、どういうふうに壁になればいいのか」など大変むずかしい話ではあるが、それもまた保護者の方とも連携しながら深めていくのが大事だと改めて思った。

会 長 そろそろ終わりの時間が迫ってきたが、委員の皆さん私的な関わりも含めていろいろな御意見をいただいた。今回の御意見も踏まえて、第2回になる「いじめ問題等対策検討部会」の方で御検討いただき、最後の方向性も検討部会の先生方にお任せしたい。最後に事務局より資料の「岩手県矢巾町の調査報告書」について説明をお願いしたい。

事務局 今回委員の皆様からは、いじめの重大事態の中でも「人の死に向かいあって」というところで、私的な関わりも含めて貴重な御意見やお考え方などをお話いただきました。参考資料として配付した「矢巾町の調査報告書」は、中学生の自殺事件の後、第三者委員会が詳細調査を行う。今回委員の皆様にお配りしたチェックシートの詳細調査への移行という部分になる。会長のお話の中にもあったが、詳細調査を行う中で、つらい思いをされながらも二度とこういう事件が起こらないようにいろいろなメッセージが報告書に盛り込まれている。また時間がある時に読み返していただき、それぞれのお立場で、こういう事案に向かい合ったとき、または未然に気づいたときにどうやっていけるかお考えいただけたらということでの資料である。

会 長 今御説明があったように、例えば資料の5頁には第三者委員会が「生徒のみなさんへ」ということでメッセージを書いている。その3段落目には宇多田ヒカル、中島みゆきの歌詞が掲載されているが異例なことだ。第三者委員会が良い意味で情緒的なメッセージを出すのはある意味際立っている。つまり誰が悪い、誰が責任あるではなく、「人が生きていくうえで直面する難しさを一緒に考えよう」というメッセージだ。法を踏まえた適正な対応ができるかどうか大事な観点で教育委員会が本来の仕事として行っていると思うが、それと合わせてこの審議会では、学校の管理に落ち度があるかないかという問題だけではなく、この矢巾町の第三者委員会の方々の熱いメッセージのように、社会総掛かりでいろいろな立場の者が、「いじめとは何か」、「不登校は何か」、「保護者の苦悩はどういうことか」などを考えていくことに意味があると思う。そうでなければ、法解釈の話、制度の話にしかならない気がする。

事務局から、この矢巾町の資料を2年続けて出していただいたのも先ほど申し上げた観点からだと捉えている。以上のようなことも含めて、いじめ・不登校への対策を図りながら、徳島で学ぶ子どもたちが健やかに成長して

ほしいという願いを込めて、これからもこの審議会を続けていきたい。

委員

委員の皆様、大変貴重な御意見ありがとうございました。

いろいろなお立場の方々の御意見を聞くと、さらに良いものがつくっていけないのではないかと思う。ただ、何点か共通理解しておきたいのは、委員の皆様からお話があったように、こういうものを使わなくてもよいように、こういう事態にならないようにということ。この審議会でも様々なリーフレットを作成し、学校現場にお配りした。こういったものを活用し、重大な事案にならないように予防することを子どもたちの教育に携わる全ての人々にお願いをしていかなければならないことが1点。

2点目は、この作成中のシートが万能ではないので、これがあれば全てが迅速にうまくいくというものではない。ケースバイケースになるかもしれないが、あくまでもこのシートの内容は指針であるので、これがあればすべて万全というものではないということ。

3点目は、このシートを事務局がどういう方々を対象に配布するか。学校現場の先生方は非常に多忙で、働き方改革といっても残業の毎日である。しかしながら、重大事態が起こったときには全ての教職員が対応できなければいけない。まずは各学校の管理職の方々や生徒指導担当の先生方に。そして各地教委もそれぞれ状況が違ふとは思ふが配布の方向である。いずれにしろ、紙面には枚数に限りがあるので、委員の皆様の御意見を十二分に反映したのものにはならないかもしれないが、今後は検討部会のほうに御一任いただけたら大変ありがたい。

本日はいろいろと貴重な御意見ありがとうございました。